第二節　オーストラリアの企業内転勤者

1　オーストラリアの自然人（日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国において物品若しくはサービスを提供し、又は投資を行う企業によって雇用されているものに限る。）であって、当該企業の日本国における支店若しくは代表事務所に転任するもの又は当該企業が所有し、若しくは支配し、若しくは当該企業と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される企業に転任するものについては、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する場合には、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　長として支店又は代表事務所を管理する活動

(b)　役員又は監査役として企業を管理する活動

(c)　企業の一又は二以上の部門を管理する活動

(d)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に定める「技術」の在留資格において認められるもの

(e)　法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法に定める「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

注釈　この附属書の適用上、企業が他の企業と「関連」するとは、当該他の企業が、当該企業の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2　1(d)又は(e)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第三節　オーストラリアの投資家

日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するオーストラリアの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国における事業に投資してその経営を行う活動

(b)　日本国の者以外の者であって日本国における事業に投資しているものに代わって当該事業の経営を行う活動

(c)　日本国における事業であって日本国の者以外の者が投資しているものの管理

第四節　自由職業サービスに従事するオーストラリアの自然人

法律、会計又は税務のサービスの提供者として日本国の法令に基づく次に定める資格を有するオーストラリアの自然人であって、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動を行うもの（サービスを提供するための契約を締結していることを必ずしも要求されない。）については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

(b)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

(c)　「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

(d)　「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(e)　「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(f)　「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

(g)　「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス

(h)　「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス

(i)　「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス

(j)　「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス

第五節　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき高度の水準の技術又は知識を必要とする事業活動に従事するオーストラリアの自然人

1　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの事業活動に従事するオーストラリアの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法に定める「技術」の在留資格に基づくもの

(b)　法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法に定める「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

2　1に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

注釈　1(a)に定める要件を満たす活動には、建築サービス、土木サービス並びに都市計画及び景観設計サービスに関連する活動を含む。1(b)に定める要件を満たす活動には、会計、監査及び簿記のサービス、専門デザイン・サービス、貿易見本市及び展覧会の開催に係るサービス、旅行業サービス並びに観光客の案内サービスに関連する活動を含む。

第六節　同行する配偶者及び子

1　第二節から前節までの規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可されたオーストラリアの自然人に同行する配偶者及び子については、原則として当該自然人に許可された一時的な滞在の期間と同一の期間、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該配偶者及び子が、当該自然人から扶養を受け、かつ、出入国管理及び難民認定法に定める「家族滞在」の在留資格において認められる日常的な活動に従事することを条件とする。

2　1の規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可された配偶者については、申請があった場合には、出入国管理及び難民認定法に従って日本国政府の許可を受けることを条件として、その在留資格を就労することが認められるものに変更することができる。

注釈　この節の規定の適用上、「配偶者」又は「子」とは、それぞれ日本国の法令に基づいて認められた配偶者又は子をいう。

附属書十一（第十四章（投資）関係）　補助金

1　第十四・十条（投資―適合しない措置及び例外）7の規定に関し、各締約国の投資家及び対象投資財産に関する補助金は、第十四・十八条（投資―投資に関する小委員会）に規定する投資に関する小委員会が見直すことができる。

2　いずれか一方の締約国が、自国の利益が他方の締約国の補助金によって悪影響を受けていると認める場合には、両締約国は、当該一方の締約国の要請に基づき、問題を解決するために協議を行う。

3　2に規定する協議において、補助金を交付している締約国は、適当と認める場合には、次の事項を含む当該補助金の制度に関する情報についての他方の締約国からの要請を考慮する。

(a)　当該補助金を交付するための国内法令

(b)　当該補助金の形態（例えば、贈与、貸付け、税の軽減）

(c)　政策目的又は当該補助金の目的

(d)　当該補助金の交付日及び交付期間並びに当該補助金に係るその他の期間

(e)　補助金の交付を受ける資格要件

4　第十九章（紛争解決）に定める紛争解決手続は、この附属書の規定については、適用しない。